

## 第40号議案

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年2月28日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い乳児院等の職員の配置基準等について規定を整備するとともに、児童発達支援センターが保育所等と交流を行う場合における職員の当該児童への保育の従事について規定を整備する必要がある。

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和3年中野区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第19条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第29条第1項第5号、第57条第1項ただし書及び同項第6号並びに第66条第1項ただし書及び同項第4号、第3項ただし書並びに第8項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第77条第1項ただし書及び同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第5項中「若しくは家庭的保育事業所等」を「、家庭的保育事業所等」に改め、「いう。）」の次に「若しくはこれらに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

第84条第1項第8号並びに第91条第1項ただし書及び同項第7号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。